

令和8年度 交通安全啓発事業に係る仕様書

1 事業名称

令和8年度 交通安全啓発事業

2 事業目的

大阪府では、交通安全啓発事業として、各季の交通安全運動等において、交通ルールを周知するポスター・チラシの作成やイベント開催などの広報啓発活動に取り組んでいる。

府内では、自転車に関する交通事故が多く発生しており、重大事故防止の観点からヘルメットの着用が重要となっている。しかしながら、着用率については2年連続全国で最も低い状況にあり、ヘルメットの着用率向上が喫緊の課題となっている。また、ここ数年においては、令和5年4月からの自転車ヘルメットの全年齢での着用努力義務化に加え、本年4月から自転車に対して交通反則通告制度（青切符）の導入が予定されるなど、自転車の交通ルールを取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、自転車に関する交通ルールを中心に正しい交通ルール・マナーをより効果的に広報するため、来年度は新たに民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、自転車ヘルメットの着用率向上と交通事故の減少を目的とする。

3 履行期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託上限金額

19,189千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※提案価格が委託上限金額を上回る場合は失格とする。

5 事業内容及び企画提案を求める事項

本事業で実施する業務は次の（1）（2）（3）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（1）交通安全運動を含む交通ルールの周知にかかる広報啓発業務

【業務目的】

交通ルール及び交通マナーをすべての世代に認知されるよう、広報啓発する。

【業務内容】

＜ポスター・チラシ作成業務＞

①下記の表のとおりポスター・チラシを企画・作成・納品する。

②それぞれ作成した電子データはJPG形式・PDF形式・AI形式とし、納品すること。

※JPG形式及びPDF形式については、高解像度と低解像度のものを納入すること

※納品方法については、発注者の指示に従うこと

③ポスターの規格はB3コート紙（110kg）カラーもしくはA3コート紙（110kg）カラーとし、

チラシはA4コート紙（73kg）両面カラーとする。ただし、飲酒運転根絶啓発ポスターのみB3コ

ート紙（135kg）カラーもしくはA3コート紙（135kg）カラーとすること。

- ④作成したポスター・チラシを次頁記載期間中に、SNS等を用いてより多くの府民に向けて広報を開すること。（例　世代ごとにSNS等を変える）

| 運動名 | 実施時期 | 部数（想定） | | 主な対象者 | 納入先（想定） |
|---------------|-------------|---------|---------|----------|-------------------------|
| | | ポスター | チラシ | | |
| 夏の交通事故防止運動 | 7月1日～31日 | データのみ | 59,500部 | 子ども・現役世代 | ・大阪府都市整備部交通戦略室 交通計画課 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日～30日 | 10,980部 | 63,540部 | ファミリー層 | ・府内警察署 ・府内市町村 |
| 自転車マナーアップ強化月間 | 11月1日～30日 | 8,100部 | 58,320部 | 高校生・高齢者 | ・府内関係団体（10団体程度） |
| 年末の交通事故防止運動 | 12月1日～31日 | データのみ | 67,870部 | 現役世代 | |
| 飲酒運転根絶啓発 | 1月1日～12月31日 | 9,000部 | なし | 現役世代 | |

【留意事項】

- ・納入先・納入期限は、契約締結後の協議事項とする。なお、納入期限は各運動等の開始時期の概ね1か月以上前となる見込みである。
- ・各運動の中で重点的に啓発に取り組む項目（大阪重点、全国重点、スローガン等）は発注者より提供するため、その内容に基づいて府民の印象に残るようなデザインを行うこと。
- ・ポスター・チラシのデザインは、相互に内容、デザイン等を関連付けたものとし、構成等の異なるデザイン案を2種類以上発注者に提案すること。
- ・秋の全国交通安全運動のポスター・チラシに起用する著名人候補は、特にファミリー層に認知される者とし、全国交通安全運動・交通安全ファミリーフェスティバルの趣旨にふさわしい者を選定し、5名以上示すこと。
※著名人候補のうち、起用する著名人は、発注者が決定する。
- ・秋の全国交通安全運動のポスター・チラシには、「(2)交通安全ファミリーフェスティバル」の出演者を起用し、写真撮影、写真撮影に必要なスタッフの配置、撮影場所の賃貸、著名人の撮影場所までの送迎、駐車場の確保、写真撮影時に必要な物品(警察制服を除く)等、著名人の起用、写真撮影にあたり必要な事務及び費用負担はすべて受注者で行うこと。
※写真撮影に際しては、発注者及び大阪府警が立ち会うこととする。
- ・ポスター・チラシの文面の校正においては必ず発注者に修正事項の有無を確認すること。
- ・飲酒運転根絶啓発のポスター・チラシについては、大阪府から著名人の写真を提供するので、デザインに起用すること。
- ・ポスターについては、最終デザイン案をベースとして、鉄道等の車内吊り広告用としてB3サイズのまま縦横比を調整（縮小）し、上面に2cm余白を設けたデータの作成を別途行うこと。車内吊り広

- 告費用は発生しない。
- ・チラシについては、最終デザイン案をベースとして、鉄道駅構内等に設置されたデジタルサイネージに表示するため、アスペクト 16 : 9 (縦型・横型・縦型横倒し)のデータの作成を別途行うこと。鉄道駅構内等に設置されたデジタルサイネージ広告費用は発生しない。
 - ・その他、デザインに関して発注者から指示があった場合は、適宜対応すること。
 - ・デザインについては、映っている人や商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施すこと。また、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の大阪府のプロモーションにて活用できる内容・仕様とすること。出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。
 - ・過去のデザインは参考資料を確認すること。
 - ・契約締結後、上記記載の運動以外にも交通安全に関するポスター・チラシの作成の提案が大阪府からあった場合は協議の上、誠実に対応すること。

＜動画作成業務＞

- ① (ア) 自転車のルール周知、(イ) 自転車ヘルメットの着用促進、(ウ) 自転車保険の加入啓発、の内容を盛り込んだストーリー仕立ての動画を作成すること。また、作成する動画は(ア)(イ)(ウ)の内容ごとに切り分けた使用も可能となるよう、動画構成を工夫すること。
 - ② (ア) は高校生・大学生、(イ)は 50 代、(ウ)は 30・40 代をターゲットとし、それぞれが視聴する YouTube 番組内の広告を使用して広報展開すること。
- ※大阪府が管理する「大阪府交通対策協議会 YouTube」にて配信することも可能。

【留意事項】

- ・必要なデータの提供や動画撮影などに関して、大阪府警察や大阪府教育委員会への依頼が必要な場合は、発注者を通して行うこと。
- ・動画作成にあたっては、事前に発注者と協議の上、内容を決定すること。
- ・作成する動画については、映っている人や商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施すこと。また、本事業終了後も活用する（二次利用可能）ことを前提とし、今後の大阪府のプロモーションにて活用できる内容・仕様とすること。出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。

【企画提案を求める事項】

- ・より多くの府民に認知させるための広報手法。
広報に用いる媒体として、下記について言及すること。
 - ① 各期の交通安全運動等のポスター・チラシの絵コンテ案（人物、文字、イラストの配置及配色等、ポスター・チラシのイメージが分かる資料）。
 - ② 動画の構成を文章で説明する資料又は絵コンテ案（文字、イラストの配置及び配色等、動画のイメージがわかる資料）及び再生回数の目標値(KPI)。
- ※動画再生回数は 3 万回以上とする。

| |
|--|
| <p>③ 秋の全国交通安全運動のポスター・チラシに採用する著名人の選定基準(知名度等の指標)。</p> <p>※選定する著名人はおおか交通安全ファミリーフェスティバルへの出演者と同一であることを条件とする</p> |
|--|

(2) おおか交通安全ファミリーフェスティバルにかかる運営業務

【業務目的】

おおか交通安全ファミリーフェスティバルへの来場者数を増やし、交通安全についてすべての世代に周知する。

【業務内容】

| | |
|---------|--|
| 名称 | おおか交通安全ファミリーフェスティバル |
| 場所 | 府営浜寺公園（堺市西区） 噴水前広場 |
| 開催期間 | 令和8年9月23日（水）10時30分から15時 ※少雨の場合は開催、荒天の場合は中止 |
| 会場費・参加費 | 不要 |
| イベント内容 | 秋の全国交通安全運動の開催に合わせて、より多くの府民が交通ルールや交通マナーを楽しく学べるステージプログラムやブース展示を行う。 |
| 企画運営 | <p>○プログラム及びブース等との企画調整 プログラム、ブース展示内容を含めたイベント全体の構成を行い、来場者意欲を高められるようなイベントとすること。なお、下記の項目については全体構成の中に必ず組み込むこと。</p> <p>　　『プログラム』</p> <ul style="list-style-type: none"> ①主催者代表挨拶、来賓・主催者紹介 ②広報啓発モデルによる交通安全トーク ③大阪府警察交通安全教育班による交通安全教室 ④大阪府警察音楽隊による演奏 <p>　　『ブース』</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤パトカー・白バイ展示 ⑥大阪府交通対策協議会構成団体等によるブース出展 <p>※上記①～⑥の内容については、発注者が調整を行う。ただし、②の出演者との調整は受注者が行うこと。</p> <p>○当日の設営・運営・原状回復 ・搬入・設営（前日の9月22日（火）の9時から17時の間、（前日設営を行った場合は、夜間に警備員を配置するなど安全確保すること。）当日の設営は6時からとし、19時30分までに撤収を完了すること。音響等の機材テストも、前述の搬入・設営時間内に行うこと。また、作業にあたっては、公</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>園内が破損・汚損しないよう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の利用者に配慮し、安全・騒音等に配慮して施工等を行うこと。 受注者は本イベントの運営を行い、イベント当日は警備員の配置、ブースの間隔をあける等、事故が発生しないよう十分に配慮すること。なお、万が一、事故等が発生した場合の賠償責任等の管理責任は受注者が負うこと。 事故が発生した場合に備え、事前にイベント賠償責任保険に加入しておくこと。 <p>○会場施工・装飾等</p> <ul style="list-style-type: none"> ステージ運営及びブース設置に必要な備品を調達、設置すること。 原則、1社（団体）につき1つ、ブースを設置すること。 ※上記によらない場合は発注者と協議の上、決定すること。 主催者、来賓者（合計20名程度）及び広報啓発モデルの控室（テント）を用意すること。 |
| 目標指標 | より多くのイベント来場者を動員すること。(5000人以上) |

【留意事項】

- 荒天時は、イベントを中止とする。
なお、中止の判断については、発注者と受注者が協議し、極力キャンセル料がかからないよう、中止の判断時期については協議すること。
- イベントの中止の判断を行った場合は、業務内容については変更対象とし、その際、中止に伴って生じる委託金額の変更については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
協議の際に、受注者は発注者が中止の判断を行った時点までに履行した内容を証明する書類(発注書等)を提示すること。
- イベント当日に、キッチンカー等を出店させることは可能であるが、キッチンカー等の出店者から出店料を徴収しないこと。キッチンカー等を出店させる場合、本イベントにふさわしい出店となるよう、発注者と協議し、受注者責任のもとで選定を行うこと。
- 例年の動員数を上回る来場者数が期待できるような広報手法や集客力のあるコンテンツ、出演者選定など、必要な対応を行うこと。
- 過去の実績等により、提案する手法が効果的かつ実現可能である根拠を示すこと。
- イベント来場者数が目標に達しない場合は、発注者と協議し、代替措置を講じること。
- 実施する企画は、提案内容をもとに、発注者と協議・調整の上、決定する。その際、内容の変更や追加等を求めることがある。
- 必要に応じて、各種許認可申請、届出に係る業務を実施すること。
- イベント当日は、記録写真・映像を撮影すること。これらの写真・映像は、本業務終了後も発注者がプロモーションで使用できるようにすること。
- 会場等における報道対応については、発注者と事前に協議・調整の上、取材要領の作成及び当日のプレス対応を行うこと。

- ・より多くのイベント来場者（特にファミリー層）を動員する工夫
広報手法、達成可能なイベント来場者数(KPI)及び検証方法
※イベント来場者数は5000人以上とすること。
- ・来場者に交通安全について興味を持ってもらうための工夫
ステージプログラム、ブースでの展示内容、会場全体を回ってもらうための導線等の工夫

（3）自転車ヘルメット着用モニター事業の実施

【業務目的】

高齢者の自転車ヘルメット着用率を向上させる

【業務内容】

- ①モニター100名（65歳以上の高齢者99名、インフルエンサー1名）の募集・申込受付
- ②府と協議の上、モニター決定及び説明会会場・日時の予約・決定
- ③モニターへの決定通知、説明会会場・日時の連絡
- ④各モニターのサイズにあったSGマーク、JCFマークなどの安全認証マークが付いている自転車用ヘルメットの購入
- ⑤説明会の開催・受付・ヘルメットの配付・本事業説明
(※説明会での内容は発注者と協議の上決定することとするが、ヘルメットの有用性やヘルメットの被り方については発注者が実施する)
- ⑥事業開始1か月後、モニターに利用状況を確認する。
- ⑦事業期間内に府全体の自転車ヘルメット着用率が向上するよう、効果的な広報を行う。
- ⑧効果検証を実施し、結果を集計の上報告書を提出する。

○事業概要

| | | |
|------|---|--|
| 事業内容 | モニター100名（65歳以上の高齢者99名、インフルエンサー1名）を選任し、受注者が提供するヘルメットを着用してもらい、着用した感想を提供するなど、広報へ協力してもらう。 | |
| 事業期間 | 契約日～令和9年2月26日（金） | |
| 活動内容 | ・自転車乗車時におけるヘルメットの着用 ・効果検証への協力 ・ヘルメット着用促進啓発活動 | |
| 条件 | | ・大阪府内に居住地のある方 ・週に1回程度自転車を利用し、自転車乗車用ヘルメットを持っていない方 ・事前説明会に参加できる方 |

| | |
|--------|---|
| | ・ モニターの活動内容を確実に実施できる方 |
| 活動期間 | 選任日～令和9年1月29日（金） |
| スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月中旬：募集開始 ・ 7月中旬：募集締切 ・ 7月下旬：候補者決定 ・ 8月上旬～：説明会開催（府内複数箇所で実施） ・ 9月～　　：事業開始（説明会参加後隨時開始） 　　隨時、状況を調査 ・ 2月～　　：効果検証 |

【留意事項】

- ・ インフルエンサーは、府民（特に高校生）に対して、交通ルールや自転車ヘルメット着用に関する内容を月3回以上のSNS投稿又はそれに準じる効果が得られる広報を行うこと。
- ・ あらゆる方策を講じ、動画の再生回数、SNS閲覧数が目標値に達するよう、取り組むこと。
- ・ 発注者より提案を行う場合があるので、その際には誠実に対応すること。

【企画提案を求める事項】

- ・ 大阪府域全体への波及効果を狙いとして、①大阪市、②豊能・三島地域、③北河内・中河内・南河内地域、④泉北・泉南地域のそれぞれの地域においてバランスを考えたモニターを募る工夫。

広報手法、内容

(例 各地域のモニター数の割合を自転車事故発生件数に応じて割り振る等)

- ・ 事業実施期間内に府内の自転車ヘルメット着用率が向上するよう、より多くの府民（特に高齢者）に認知してもらう工夫

広報手法 動画の場合は再生回数等の目標値(KPI) SNSの場合は閲覧数の目標値(KPI)

- (例 SNS発信していただいた府民にギフトカードを渡すこととし、話題性を創出し、広報周知を図る等)

※動画再生回数は3万回以上、SNS閲覧数は1万回以上とすること。

6 委託業務にかかる留意事項

- (1) 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- (2) 受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- (4) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- (5) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損

害賠償を求められた場合、受注者は発注者に対し生じた損害を賠償しなければならない。

- (6) 本業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。
- (7) 会場借上費用、謝金、広報費用、搬入・搬出費用、電源工事費、その他本事業に必要な一切の経費については、受注者が支払うこと。
- (8) 既に実施することを決定し、公表している自主事業や、国及び地方公共団体等から補助金等を受けて実施予定の事業と、本業務とを合体させて提案することは認めない。実施にあたっても同様とする。

7 委託業務の一般原則

- (1) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- (5) 本業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- (7) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

8 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受注者は、契約締結後、定期的に本業務の実施状況を書面により発注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
- (2) 受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (3) 発注者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (4) 記録写真の撮影等

イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、発注者が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。

提供方法は、電子データにより納品することとし、イベント実施後すみやかに提出すること。

9 個人情報の取扱いについて

- (1) 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

- (2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- (3) 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

10 書類の保存

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 委託業務完了後、発注者へ提出するもの

受注者は、業務終了後、完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

12 その他

- (1) 受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- (2) 受注者は、業務開始時までに業務計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず発注者と協議を行いながら進めること。
- (6) 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (7) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。